

7月1日(火)より国民年金保険料の免除申請の受付が始まります

■問い合わせ 市民課 国民年金係
☎876-11234 (内線3111・3116)

所得が少なく、または失業等により保険料を納めることが困難な場合に、申請をして承認を受けると、保険料が免除されたり、納付を猶予することができま

保険料の免除・猶予

▼全額免除制度

保険料の全額(月額15,250円)を免除するものです。免除された期間は年金を受給するための期間には含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて2分の1として計算されます。

▼一部納付制度

保険料の一部を免除し、残

免除割合	保険料月額
3/4 免除 (1/4 納付)	3,810 円
1/2 免除 (1/2 納付)	7,630 円
1/4 免除 (3/4 納付)	11,440 円

りの一部を納付していただくものです。一部免除された期間は受給資格期間に含まれますが、年金受給額は保険料を納めたときと比べて減額されて計算されます。

なお、一部免除を受けた期間にこれらの保険料を納めない場合、「未納期間」となり、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない場合があります。

▼若年者納付猶予制度
学生ではない30歳未満の方が対象です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が一定水準以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

猶予された保険料を納付できる期間は10年間になります。猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されませんが、納付しなければ年金受給額には反映されません。

免除および猶予を受けるためには

8月1日から被保険者証が切り替わります

有効期限が平成27年7月31日となります。

※今お持ちの被保険者証は切り替えないと平成26年8月1日(金)以降は使用できません。



被保険者証の色は変更されません。

▼保険証切替え時に

①長寿医療保険料の滞納がない方

↓郵送による切替え
新しい保険者証は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。

②長寿医療保険料の滞納がある方

↓市役所窓口での切替え
保険料の滞納等がある被保険者には封書を郵送します。切替えの際には納付相談が必要です。※必ず7月中に切替えの手続を行ってください。

※8月からは、医療機関の窓口に新しい被保険者証を提示してください。被保険

保険料免除申請受付後、以下の基準を日本年金機構が審査し、承認、却下が決定されます。

▼審査基準

①申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の平成26年度の所得額。(平成25年1月1日～平成25年12月31日までの分)

「若年者納付猶予制度」については、世帯主の所得額は除く。

②災害・失業・事業の廃止等。

▼引き続き免除を希望する場合

昨年に引き続き、免除を希望する場合は、原則として毎年7月に申請が必要で

▼口座振替辞退の届出

国民年金保険料を口座振替でお支払いしている場合、承認までに多少時間がかかるため、その間引き続き口座から国民年金保険料が引き落とされることがあります。お手数ですが、浦添年金事務所に口座振替辞

退の届出を提出し、手続きされるようお願いいたします。

問い合わせ 浦添年金事務所 ☎877-0511

免除手続きの際に必要なもの

写真付き身分証(免許証等)か年金手帳及び印鑑(認印)。

ただし、次に該当する方は他の書類が必要となりますのでご確認ください。

①申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の中で平成26年度1月1日現在の住民登録が他市町村の方
↓平成26年度の所得課税証明書(扶養人数が記されているもの)

②平成26年度の所得の申告がまだの方

↓申告後、申告の写しを提出

③失業の場合(今年度または前年度に失業・退職)

↓平成25年1月1日以降の雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給者資格証、または、退職証明書と平成26年度市民税県民税納税通知書(一部例外あり)

平成26年4月から年金機能強化法が施行されました

①約2年1ヵ月前から遡っ

①後期高齢者医療被保険者証
②被保険者本人の印鑑
③代理人が申請をする場合は代理人の印鑑
④申請者の本人確認ができるもの(免許証等)

▼「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は平成26年7月31日です。有効期限が過ぎると使用できなくなります。

▼申請手続きが不要の方

被保険者証に減額認定証(区分Ⅰまたは区分Ⅱ)が同封されている方。(今までに減額認定証の申請を行ったことのある方で、平成26年度も引き続き住民非課税世帯に属する方)※減額認定証に「区分Ⅱ」と表記のある方で、長期入院該当候補者(※1)で申請を希望される方については、医療機関が発行した直近3か月分の領収書など入院日数(90日以上)が確認できるものを持参して申請してください。申請すると更に食事代が減額されます。

(※1)区分低Ⅱの認定後、平成25年8月から平成26年7月診療分のレセプト確認により入院日数が90日以上ある方です。

国民健康保険の給付に関する各種証の切替えについて

■問い合わせ 国民健康保険課 給付係
(内線3713・3714)

▼申請手続きの対象者へ
対象者は、被保険者証に減額認定証が同封されていない方になります。(今までに減額認定証の申請を行ったことがない方で、平成26年度も引き続き住民非課税世帯に属する方)

更新は8月30日(土)まで
お問い合わせ。

保険料に関する通知書をお送りします

▼特別徴収の方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。申し出により口座振替

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の有効期限は平成26年7月31日までとなっていますので、更新手続きが必要です。

更新手続きをしない場合、医療機関での支払いが自己負担限度額を超える場合がありますのでご注意ください。

▼申請に必要なもの

①対象者の国民健康保険証
②申請者の印鑑

て免除申請ができるようになります。

②法定免除期間の保険料が納付できるようになります。
③付加保険料も2年間納付できるようになります。
④子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。
⑤未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます。

⑥繰下げ請求が遅れた場合でも遡って年金が支給されます。

⑦遡って障害者特例による支給を受けられます。

⑧国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます。

⑨年金受給者が所在不明となつた場合に届出が必要になります。

詳しくは、市民課国民年金係または浦添年金事務所に問い合わせください。



に変更することができるようがあります。国民健康保険課へ問い合わせください。

▼普通徴収の方

浦添市国民健康保険課から送られてくる、「後期高齢者医療保険料納付通知書」で納期内に指定された金融機関で納めます。口座振替で納めることもできますので、最寄の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申込みください。

普通徴収の保険料の納付は7月から！！

③申請者の本人確認書類(免許証等)
④世帯主直筆の委任状(世帯外の方が申請する場合)
⑤過去12か月の入院日数が90日を超えるときはその領収書(標準負担額減額認定証のみ)
⑥特定疾病療養受療証のみ
新規で申請する場合は医師の意見書※世帯主の障害者手帳や介護保険証(要介護3以上)をお持ちの場合、委任状は不要です。
詳細は市ホームページ・タウンページをご覧ください。